消 防 国 第 4 号 平成 1 6 年 9 月 1 7 日

各都道府県国民保護主管部長

殿

各指定都市国民保護主管局長

消防庁国民保護室長

国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例参考例並びに 国民保護協議会条例参考例について

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成 16 年法律 第 112 号)が施行されたことに伴い、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部並 びに国民保護協議会に係る条例の参考例を別添のとおり作成しましたので送付します。 おって、貴都道府県内の市町村及び消防機関等に対しても周知されるようお願いします。

都道府県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例(例)

都(道府県)国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

(目的)

第一条 この条例は、 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百

以下「法」という。)第三十一条及び法第百八十三条において準用する法第三十一条の規定に基

都 (道府県)国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目

的とする。

(組織)

第二条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、 国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、 本部長を助け、 国民保護対策本部の事務を整

理する。

3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、 本部長の命を受け、 国民保護対策本部の事務に従

事する。

- 4 国民保護対策本部に本部長、 副本部長及び本部員のほか、 必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、 都 (道府県) の職員のうちから、 知事が任命する。

(会議)

第三条 本部長は、 国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、 必要に応じ、 国民

保護対策本部の会議(以下、この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、 法第二十八条第六項の規定に基づき、国の職員その他都 (道府県) の職員以外の者を会議に

出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

3 て会議に出席させたときは、 本部長は、法第二十八条第七項の規定に基づき、防衛庁長官がその指定する職員を本部長の求めに応じ 当該出席者に対し、 意見を求めることができる。

(部)

第四条 本部長は、 必要と認めるときは、 国民保護対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第五条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、 国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、

副本部長、 本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、 国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第六条(前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、 本部長が定める。

(準用)

第七条 第二条から前条までの規定は、

都(道府県)緊急対処事態対策本部について準用する。

附則

市町村国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例 (例)

市(町村)国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

(目的)

第一条 この条例は、 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百

十二号。 以下「法」という。)第三十一条及び法第百八十三条において準用する法第三十一条の規定に基

市(町村)国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的

とする。

(組織)

第二条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、 国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、 本部長を助け、 国民保護対策本部の事務を整

理する。

3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、 本部長の命を受け、 国民保護対策本部の事務に従

事する。

- 4 国民保護対策本部に本部長、 副本部長及び本部員のほか、 必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、 市 (町村) の職員のうちから、市(町村) 長が任命する。

(会議)

第三条 本部長は、 国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、 必要に応じ、

保護対策本部の会議(以下、この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第二十八条第六項の規定に基づき、国の職員その他市(町村)の職員以外の者を会議に出

席させたときは、 当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第四条 本部長は、 必要と認めるときは、 国民保護対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第五条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、 国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、

副本部長、 本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、 国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第六条 前各条に定めるもののほか、 国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第七条第二条から前条までの規定は、市(町村)

市(町村)緊急対処事態対策本部について準用する。

附則

都道府県国民保護協議会条例 (例)

都 (道府県) 国民保護協議会条例

(目的)

第一条 この条例は、 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成十六年法律第百

十二号) 第三十八条第八項の規定に基づき、 都 (道府県)国民保護協議会(以下「協議会」という。

)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第二条 協議会の委員の定数は、 人以内とする。

2 専門委員は、 当該専門の事項に関する調査が終了したときは、 解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第三条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、 委員の過半数の出席がなければ、 会議を開き、議決をすることができない。
- 3 協議会の議事は、 出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。

(幹事)

第五条 協議会に、幹事 人以内を置く。

- 2 幹事は、 委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、 協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第六条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長に事故があるときは、 部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務

を代理する。

(雑則)

第七条 前各条に定めるもののほか、 協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

市町村国民保護協議会条例 (例)

市(町村)国民保護協議会条例

(目的)

第一条 この条例は、 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成十六年法律第百

十二号) 第四十条第八項の規定に基づき、 市 (町村) 国民保護協議会 (以下「協議会」という。

<u>)</u>の

組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第二条 協議会の委員の定数は、 人以内とする。

2 専門委員は、 当該専門の事項に関する調査が終了したときは、 解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第三条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、 委員の過半数の出席がなければ、 会議を開き、議決をすることができない。
- 3 協議会の議事は、 出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。

(幹事)

第五条 協議会に、幹事 人以内を置く。

- 2 幹事は、 委員の属する機関の職員のうちから、市(町村)長が任命する。
- 3 幹事は、 協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第六条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長に事故があるときは、 部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務

を代理する。

(雑則)

第七条 前各条に定めるもののほか、 協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則